

# 環境トピックス



■問い合わせ先 ■ 環境課 ☎(32) 8898

## 生ごみの水を切りましょう

生ごみの約80%は水分です。

水分は、燃やせるごみの重量を増やすだけでなく、腐敗し悪臭を発する原因になります。

### ■水切りの効果

ごみの減量化や悪臭防止、焼却処理時の燃焼効率上昇などが期待できます。

### ■水切りのポイント

- ①野菜・果実は皮をむいてから洗いましょう。
- ②水分の多いものは細かく切りましょう。
- ③水切り容器やネットなどの水切りグッズを利用しましょう。
- ④ごみとして出す前にひと絞りして水切りを徹底しましょう。



## 生ごみ処理機器等の設置に補助金を交付しています

ごみ減量化対策として、家庭の台所等から排出される生ごみの自家処理を推進するため、コンポスト容器や機械式生ごみ処理機を設置された方に対して補助金を交付いたします。申請方法の詳細については、環境課の窓口またはお電話にて、事前にご相談ください。

### ■補助対象者

市内に住所を有しており、市税を完納している方。（過去5年間、本補助金を受けた方を除く）

### ■補助対象処理機器

市が認める家庭用生ごみ処理機器1台とします。ただし、コンポスト容器については2基とし、他の処理機器とは別に数えます。

### ■補助金の額

購入費の2分の1以内とし、機械式生ごみ処理機については上限20,000円、コンポスト容器については1基につき上限4,000円とします。

## 事業所から出るごみはごみステーションへ出せません！

家庭から出るごみ以外はすべて事業所ごみです。飲食店や店舗、事務所などから出るごみ（事業系一般廃棄物）は、一般家庭用のごみステーションには出せません。これらのごみは事業者自らの責任において適正に処理していただくことが原則です。事業者の皆様には、次のいずれかの方法により処理されますよう、ご理解とご協力をお願いします。

### ■一般廃棄物収集搬送許可業者に委託する場合

それぞれの事業者が許可業者と契約し、排出する方法です。排出曜日・時間、排出場所、排出方法などは、許可業者と相談のうえ取り決めてください。（収集許可業者については環境課までお問い合わせください）

### ■自ら処理施設に搬入する場合

事業者が自ら処理施設等に運んで処理する場合は、適正な分別にご協力ください。

## アスベスト（石綿）にご注意ください

平成18年8月までに建てられた建築物などには、アスベストを含む建材が使用されている可能性があります。

解体等工事の発注者は、受注業者が行うアスベスト含有建材の使用状況の事前調査及び費用負担などに協力をする義務がありますので、その際には、アスベストの適正管理にご協力ください。

詳しくは左記QRコードよりご確認ください。



### ■問い合わせ先

県環境保全課  
☎028(623)3188